

## 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

みやこ町

### 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

### 2 促進計画の目標

#### 1. みやこ町地域

##### (1) 現況

本地域は、平尾台英彦山山系の山々から豊前海に注ぐ河川の恵みを受け、水稻を中心に野菜、果樹など多彩な農産物が生産され、新鮮な食材を味わうことができる。平野部ではほ場整備が進み、優良な農地を形成している。山間部では棚田等において稲作経営が行われている。山間部においては平野部と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取り組みを行うことが必要である。また、近年環境負荷の軽減に配慮した農業への関心が高まっており、環境に配慮した生産方式の普及が必要である。

##### (2) 目標

(1) を踏まえ、本地域では、法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業を推進するとともに、併せて同第 2 号に掲げる事業も合わせて行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。また併せて法第 3 条第 3 項第 3 号に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式を普及することにより、生物の多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3 法第 6 条第 2 項第 1 号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	みやこ町地域	法第 3 条第 3 項第 1 号に掲げる事業及び同項第 2 号に掲げる事業並びに第 3 号に掲げる事業

#### 4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

#### 5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

##### 1 地域の推進体制

促進計画の実施にあたっては、県、農業者団体等多様な主体との連携のもと、取り組みの推進を図ることとする。

##### 2 法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

##### 1 対象農用地の基準

###### (1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうち、イの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一段の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

###### ア 対象地域

過疎地域自立促進特別措置法に指定される地区（全域）

###### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 町長の判断によるもの

###### a 緩傾斜農用地

(a) 田 1/100 以上、畑 8 度以上の傾斜農用地をすべて対象

(b) 急傾斜地に (a) の農用地が混在していても対象とする

###### b 高齢化率、耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑（草地含む。）15%以上の農地

## 2 集落協定の共通事項

集落の農用地面積が1 h a 未満である場合において、農用地面積が0.8 h a 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると町長が個別に認めた場合には、1 h a 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

## 3 対象者

認定農業者に準ずる者とは、地域の実情に合わせて町長が認定する者とする。